

縦覧期間中(令和6年2月16日～3月14日)に提出された意見書に対する
事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

資料③-1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
1	(1)	公聴会を開いてください。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
	(2)	●コミセンの移転については、住民への説明会が行われなかった。	・起業者は事業認定申請書の提出前に、土地収用法(以下、「法」と略)第15条の14に基づき事業説明会を開催しており、法令の定める手続きは行われている。
	(3)	●どうして水害の起きやすいところに学校やコミセン、そして避難所を持って行くのか。今ある所の方が地盤がしっかりしていて高さもあり安全が保証されているのにわざわざ悪い方に移転しなくて良いと思います。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・起業者の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業者を選定されたものと認められる。
2	(1)	●いったい誰と何の目的で、交通事故の危険を孕み、更には災害危険区域への移転を決めるのか、説明責任を果たすべき。 ●移転先は、交通事故も多く、更にアンダーパスで死亡事故も発生しており、命の安全が心配され、土盛りを大量にするとされているが、わざわざ湿地帯の候補地へなぜ移転しなければいけないのか。 ●天災にも強くて冠水もしない現地から、冠水する最悪な候補地に移転するなど、考えられません。子どもの命の安全が第一です。	・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。 ・起業者の選定は、起業者において3つの候補地について災害対策や経済性も含めて様々な観点で比較検討の結果、最も合理的な起業者を選定されたものと認められる。
	(2)	○安土学区全員を対象にすべしと要請したが、安土学区内の0歳児から小学生の保護者730世帯だけを対象に「現在地」か「移転候補地」を選ぶアンケートを実施され、移転希望がわずか287名しかなかったにもかかわらず市長は移転を表明した。	・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。
	(3)	○現小学校の土地は地元の篤志家に寄贈されたものであって、小学校以外の転用転売は到底許されない。 ●移転先は400年前の安土城址と観音城址の景観がそのままの状態に残っている貴重な安土の歴史財産です。もしも開発するならば、八幡堀やラコリーナの様に、歴史的景観に配慮し、恵まれた自然環境に添った開発こそが、合併した新市の使命である。	・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。 ・事業計画書では、起業者は「近江八幡風景計画(平成28年7月)の歴史文化風景ゾーン内に位置しており、緑豊かな田園に囲まれ原風景に恵まれた景観に配慮し、低層化や勾配屋根といった建築物の意匠や、落ち着いた色彩の採用等を行う。また、背景に安土山を望む、安土山からの景色に配慮し、風景計画に求められる敷地面積の20%以上の緑化を図り、周囲と調和のとれた良好な景観の形成に努める」とされている。
	(4)	以上の意見をつけて、公聴会の開催を請求します。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
3	(1)	●この土地の海拔は西の湖の平均湖面と同じで、西の湖が増水すると、水は安土川から逆流し、内水氾濫が起こる、いわば災害想定区域になります。国土交通省や近江八幡市が作成しているハザードマップでも浸水想定区域となっていて、今後大規模災害が起きた場合「想定外」だとは言えない場所であり、災害が想定される区域に、どうして防災拠点を造るのか疑問。 ●現在校舎が建っている場所は、洪水や液状化の被害が見込まれない安全な土地であり、わざわざ被害が想定される地域への移転を推進される理由が知りたい。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・起業者の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業者を選定されたものと認められる。
4	(1)	●建設予定地の地域一帯は、昔西ノ湖の一部で低湿地で軟弱地であり、交通量の多い道路も通っている。そういったところに教育施設、社会文化施設、防災施設を一体化して建設することは将来避難所として活用予定施設としての機能が十分に果たせるとは考えられず、排気ガス、騒音、子どもの通学環境も問題が多すぎる。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・起業者の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業者を選定されたものと認められる。
	(2)	以上の意見をつけて、今一度立止り、専門家の意見等を聞き、納得したいので公聴会の開催を請求する。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
5	(1)	事業計画が出てから20年が過ぎているが、当初の計画から変化(予算・人口等)している数字があると思う。初めから今までの変化の中身を示して判断材料を示されたく、今一度公聴会を請求します。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
	(2)	●移転先はいつも水害がおきているが、移転先はいつも水害がおき、ハザードマップでも浸水地域に指定されている。 ●現在建っている所は昔から浸水しない安全な場所であり、コミュニティエリアは避難場所としても利用されるのにどうか。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・起業者の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業者を選定されたものと認められる。
6	(1)	●「安土コミュニティエリア」の移転地は安土の歴史の基層をなす歴史的な重要な文化景観ですので、本土地収用に反対します。	・事業計画書では、起業者は「近江八幡風景計画(平成28年7月)の歴史文化風景ゾーン内に位置しており、緑豊かな田園に囲まれ原風景に恵まれた景観に配慮し、低層化や勾配屋根といった建築物の意匠や、落ち着いた色彩の採用等を行う。また、背景に安土山を望む、安土山からの景色に配慮し、風景計画に求められる敷地面積の20%以上の緑化を図り、周囲と調和のとれた良好な景観の形成に努める」とされている。
	(2)	公聴会を求めます。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。

縦覧期間中(令和6年2月16日～3月14日)に提出された意見書に対する
事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

資料③-1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
7	(1)	●地盤の良好な場所を検証してほしい。能登地震を見聞するとより地勢を解明した長期展望に立った立地を希望する。	・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
8	(1)	●建設予定地とされている場所は過去台風や梅雨時の大雨が降るごとに予定地一帯が道路を含め水田一面が幾度も浸水水没するような場所である。 ●対象地のみをかさ上げしても周辺部が水没すれば災害時の避難場所として住民が避難するにもできないようなことになりかねない。 ○通学路や避難時としての経路がどのように整備されるのかも含め道路整備にも課題があると思う。 ○JR線路が町の南北を分断しており南北にアクセスする安全な道路がない。地下道がニヶ所あるが一ヶ所は少し多くの雨が振れば通行不可となりかねず、一昨年には大きな事故も発生し問題になった。 ●また、予定地のすぐ横をJR線路が走っており、その騒音にも対策が不可欠かと思う。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。 ・事業計画書では、「通学路は、近江八幡市立小学校の通学路に関する要綱に基づき、児童の保護者および関係者と協議し、児童の通学に適切な道路を検討する。」としている。
	(2)	今一度詳細で具体的なことをお聞かせいただく場として公聴会を設けていただきたく要望するものです。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
9	(1)	●現在、安土城跡発掘調査が行われており、県においても安土城復元に力を入れている中で、安土城が復元されるとなれば、城跡から見た風景ができるだけ当時の原風景(近い状態)で再現できるようにして、今の田園が望ましいと思う。	・事業計画書では、起業地は「近江八幡風景計画(平成28年7月)の歴史文化風景ゾーン内に位置しており、緑豊かな田園に囲まれ原風景に恵まれた景観に配慮し、低層化や勾配屋根といった建築物の意匠や、落ち着いたある色彩の採用等を行う。また、背景に安土山を望む、安土山からの景色に配慮し、風景計画に求められる敷地面積の20%以上の緑化を図り、周囲と調和のとれた良好な景観の形成に努める」とされている。
10	(1)	●事業の土地は普段の大雨でも浸水する田地であり、低地にコミュニティセンター等を建設するための認定申請前には十分な住民の納得が必要と考える。	・起業者は事業認定申請書の提出前に、土地収用法(以下、「法」と略)第15条の14に基づき事業説明会を開催しており、法令の定める手続きは行われている。 ・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件と直接関係はない。
	(2)	以上の意見をつけ、公聴会を開かれるよう請求します。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
11	(1)	●当該地は子供の頃より低湿地で降水量の多い時期には水没することもあると聞きおよんでおり、県道2号線が直近を通る計画とも聞いているが小学校、コミセン等には多くの人々が往来することになるが、非常に危険だと思う。このような場所に事業が実施されることの是非について専門家等の意見が聞きたい。	・事業計画書では、「通学路は、近江八幡市立小学校の通学路に関する要綱に基づき、児童の保護者および関係者と協議し、児童の通学に適切な道路を検討する。」としている。
12	(1)	●移転先の土地が学校、防災センター、コミュニティセンターの建設に望ましい土地であるのか専門家の意見を知りたい。	・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
	(2)	●移転先への、児童の通学、住民(特に高齢者)の利用、災害時の避難は道路交通上安全便利とは言いがたい。利用の視点から本当にふさわしい土地であるのか。	・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
	(3)	○災害時の避難場所となるコミュニティセンター、防災センター、学校が1ヶ所の土地に集中することは災害時の感染症の発生、拡大防止を考えた時安全と言えない。現に新型コロナウイルス感染症を体験した今だからこそ、以前の計画を見直す勇気を持ってもらいたい。	・事業計画の具体的な内容については起業者が判断するものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。
	(4)	以上の意見をつけて公聴会の開催を請求します。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
13	(1)	○大災害時に防災の機能を果たし、市民の命や暮らしを守ることが自治体の役割です。県道1か所のみでの進入路ではあまりにも危険を伴い、緊急を要する防災機能が十分果たせるか疑問。 ●浸水地域での安土コミュニティエリア構想は無理があると思う。	・事業計画の具体的な内容については起業者が判断するものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。 ・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。
	(2)	公聴会の開催よろしくお願いたします。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。
14	(1)	●安心安全な所に建つ小学校、コミュニティセンターを、浸水地域、地震に弱い地域への移転で、技術でカバーできるとの説明には根拠がありませんし、納得できない。 ●現地での改修、建設を求める	・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。

縦覧期間中(令和6年2月16日～3月14日)に提出された意見書に対する
事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

資料③-1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
15	(1)	<p>●整備地は、浸水想定区域、軟弱地盤(後背湿地)、最大震度の場合には震度6弱と揺れが大きい場所で、安土が一番心配な場所に整備することに対し、住民の不安は払拭できない。</p> <p>○防災の観点から現小学校、コミュニティセンター幼稚園は近距離にあり一体整備に近いもの。浸水被害はなく地震の際に移転地より揺れが少ない土地で、1か所に大勢が非難するより、近いところで分散退避できる。</p> <p>●また避難所までの道路も安全で、移転地のように周辺に水が浸いたり、液状化の心配がなく避難所として適地と言える。</p> <p>●浸水想定区域への整備は、子どもの教育施設として、防災拠点として適地とは言えない場所と考える</p>	<p>・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。</p> <p>・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。</p>
	(2)	<p>○移転の是非や現地での大規模改修など住民に対する問いかけもないまま、従来から推進しているまちづくり協議会の一部役員の要望が、学区の意見として市に提出され、それをもって市は住民の合意の意見とした。</p> <p>○行政として、まちづくり協議会に対して、住民に寄り添い、将来のまちづくりを共に考え、学び、合意形成を図るといふ本来あるべき自治のあり方を指導しないあるいは確認しないまま勧められたことは問題である。</p>	<p>・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。</p>
	(3)	<p>●今回の整備事業では、造成費や外周道路の整備、340台分の駐車場、9,000立方メートルもの調整池など事業費が71.4億円にも膨らんでいます。さらに膨らむ可能性がある。</p> <p>●事業費が膨らんだ大きな要因は「市長の事業費がいくら膨らんでも進める」との発言や地元が要望した広大な敷地面積などである。</p> <p>●税金の使い方として、事業費の縮減とムダな大型公共事業は再検討するべきで、コミュニティセンターは現地での大規模改修含めて検討するべき。</p>	<p>・法第20条第2号要件である「意思と能力」の判断として、起業者は申請書に予算措置に係る議決書および確約書を添付しており、その「意思と能力」は充足していると認められる。</p>
	(4)	<p>以上の意見をつけて、公聴会の開催を請求します。</p>	<p>本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。</p>
16	(1)	<p>○起業地は浸水想定域であり、排水路は安土川だけである。台風など広域での豪雨の場合、洗堰の解放はできず水位は上昇し、区域内の雨水は排水されない。</p> <p>○予定地が造成されると5haもの水田のダム機能が減少し、造成地の周辺への浸水がひどくなることが予想される。</p> <p>○避難所となる整備地へのアクセス道路は造成しないので浸水するため、道路が浸水した場合に避難所にたどり着けなくなることが予想されること。</p> <p>●整備地の地形は後背湿地であり、滋賀県の土地分類基本調査によると沖積層であり、軟弱地盤である。</p> <p>●予定地内には湧水もあり地下水位が高い、すなわち液状化のリスクが高いことが予想される</p> <p>●災害対策基本法施行令第20条6には、避難所は「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」とされており、安土学区は旧来から安全な土地である自然堤防の上に町が形成されており、現小学校、現コミセンもこの土地の上に建てられている。内閣府は2022年自治体に対し、浸水想定区域内での指定を極力避けることを通知している。</p> <p>●今回の整備地に関して専門家を交えての検討は一度もなく、災害リスクが洗い出されていない。</p> <p>○縦覧に当たっては、安土川の流域調査のデータも付加されていたが、データのみで、市民の目には分析結果が記述されていなかった。</p>	<p>・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。</p> <p>・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。</p>
	(2)	<p>以上のことから、整備地の土地収用については、大きな問題があります。防災の先進県である滋賀県は、安心安全な避難所の整備を進めておられるものと確信します。住民の声を受け止め、公聴会を開き、しっかりと再検討していただくことを強く求めます。</p>	<p>本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。</p>
17	(1)	<p>●適切な土地ではない。かつて大雨台風時は水没したこともあり止めるべき。</p>	<p>・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。</p> <p>・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。</p>
	(2)	<p>○避難所という風に説明しているそうだが、多くの住民は知らない状態であり、コミュニティセンターを移転することも、いきなり市の方針だからという理由で決められた。</p> <p>○住民が安全と実感はしているのは現小学校の土地であり、現コミュニティセンターの場所である。</p> <p>○安土まちづくり協議会の意見がすべて安土学区の総意と捉える行政はまちがっている。</p> <p>○土地的にも財政的にも住民合意のないまま県が認める事はやめていただきたい。安全安心な土地ではない事、許可されるのであれば周辺が浸水しないことを証明していただきたい。</p> <p>○事前説明会では住民の理解が得られない説明会であった。</p>	<p>・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。</p>
	(2)	<p>公聴会を求めます。</p>	<p>本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。</p>

縦覧期間中(令和6年2月16日～3月14日)に提出された意見書に対する
事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

資料③-1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
18	(1)	●安土コミュニティエリアの整備にかかる土地収用については、法適用の前提である「公共の利益」についての住民合意に欠けるものである。	・起業者は事業認定申請書の提出前に、土地収用法(以下、「法」と略)第15条の14に基づき事業説明会を開催しており、法令の定める手続きは行われている。
	(2)	●「エリア整備」ということで進められ、小学校移転と一体型整備が計画されている予定地が、低湿で水害被害地として知られており、小学校用地としても、避難所用地としても不適切であることは明らかである。これは、「その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるとき」という法第二条の規定にそぐわない。	・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
	(3)	○安土公民館が当地において地域コミュニティの形成に果たしてきた歴史的役割と建造物自体の文化的価値を評価すべきである。	・既存施設の歴史的役割と建造物自体の文化的価値は、事業認定の要件への適合性には影響しない。
	(4)	上記のような内容を踏まえ、改めて公聴会を開催するなど、事業の公共性を担保するに必要な慎重な手続きを尽くすべきである。	本請求に基づき、令和6年6月7日に公聴会を開催した。

公聴会(令和6年6月7日開催)における公述意見に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

公述番号	意見の整理	公述人の意見(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
1	(1)	小学校の老朽化	
	その他の意見	○現校舎建築から54年が経過し、あらゆる設備の老朽化も甚だしい中、トイレも洋式が少なく、学校で排便できずに家まで我慢していることもある。	(認定庁として見解なし)
	(2)	小学校の狭隘化	
	その他の意見	○近江八幡市内の全小学校と児童一人当たりの規模で比較すると、安土小学校は校舎面積も、グラウンド面積も市内で最も低い数値になっていると聞いた。 ○年に一度の運動会でも、全生徒、その保護者が集まると、グラウンドは大変混雑し、我が子の競技を応援しようとする、人の頭しか見えなくてビデオ撮影もままならない。 ○駐車場は先生用となっているため、保護者を含め来校者の駐車スペースは全くなく、授業参観には自転車で行かざるを得ない。 ○教室の配置によっては、廊下を挟んで向かい合わせになっているところもあり、参観の時には狭い廊下に、2クラス分の保護者でごった返しており、風通しも悪く蒸し暑く、どちらのクラスの先生の声も同時に聞こえてきて、参観に集中ができなかった。	(認定庁として見解なし)
	(3)	小学校の構造が危険	
	その他の意見	○子供たちの出入り口は正門と北門の2か所があるが、前庭と中庭が駐車場になっていることから、正門から進入する車と、登下校する子供たちとが交差するかたちとなり、危ない場面がしばしば見受けられる。さらに、中庭の駐車スペースに行く車両の通り道に、渡り廊下が交差する形になっている。 ○北校舎と南校舎をつなぐ渡り廊下は屋外にあり、雨の日には濡れてしまうため、生徒は渡ってはけないと指導されている。雪の日には滑って転倒した先生もいたようで大変危険。	(認定庁として見解なし)
(4)	事業の遂行を望む意見		
その他の意見	○新しい住宅地が増えていく中で、これから生まれてくる子供たちの為にも、今後、スケジュール通りに事業が推進されることを願う。	・事業の遂行を望む意見であり、認定庁として見解なし。	
2	(1)	事業の検討の経緯について	
	その他の意見	○平成25年にまちづくり協議会に拠点検討委員会を設置してから住民や自治会、その他各団体の賛同を得て本事業を進めることが決定された。	(認定庁として見解なし)
	(2)	各施設の狭隘化、老朽化	
	その他の意見	○小学校は、市内で一番古い施設であり児童一人当たりの校舎、グラウンド面積が一番小さく、耐力度調査でも基準点以下となり構造上危険な状態にある。駐車場も少なく先生は公共交通機関での通勤を余儀なくされている。また、給食の配膳室、特別支援教室がない。 ○安土コミュニティセンターは、外壁や内壁に亀裂やひび割れが発生しており、ボイラーや空調設備も万全でなく、全ての設備が老朽化している。駐車場の台数は40台程度であり繁忙期には有料で民間地を賃借している。 ○安土分団は市内で最も人数が多い分団だが、活動の拠点となる詰所は未整備で安土支所の一部を借用している。 ○安土子どもの家児童保育は民間の運営する学童と併せて定員189名のところに196名が利用しており、狭隘を解消する必要あり。	(認定庁として見解なし)
	(3)	事業の遂行を望む意見	
その他の意見	○本公聴会を最終にして早期に事業着手し、一日も早い供用開始をお願いする。	・事業の遂行を望む意見であり、認定庁として見解なし。	

公聴会(令和6年6月7日開催)における公述意見に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

公述番号	意見の整理	公述人の意見(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
3	(1)	住民合意が不十分	
	その他の意見	○コミュニティエリア整備の要望書は自治会連合会の会長の7割弱の賛同であり、その後の各子どもの保護者を対象にしたアンケートでも約7割の賛同だった。7割の賛同で話を進めてきたことが問題を複雑にしていると思う。	・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。
	(2)	事業予定地は移転先として不適	
	(適正かつ合理的な利用への寄与) 法第20条第3号	●事業予定地は一日あるいは半日100ミリ200ミリの雨が降れば一挙水つきになるところ。 ●地質の専門家から事業予定地は盛土をしても沈む土地と聞いた。事業予定地は、3倍ほどの土を盛って初めて完成した伊庭内湖の2号線バイパスの地質と同じ条件を備えていると思う。 ●跨線橋から排出される自動車の排ガスとJR 琵琶湖線の騒音で教育環境がよくない。	・事業計画書では、滋賀県防災情報マップおよび琵琶湖洪水浸水想定区域図における最大浸水深以上に地盤を嵩上げする計画となっている。 ・事業計画書では、災害時に地区防災拠点としての機能が発揮できるよう、土質調査の結果に基づき地盤改良等の必要な対策を行うとしている。 ・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
	(3)	小学校の通学路が確保されていない	
その他の意見	○説明会の時に通学路はどうするのかという質問があったが、行政は学校と保護者が決めることで、計画の段階では何も考えていないという回答だった。きちんと検討することを願う。	・事業計画書では、「通学路は、近江八幡市立小学校の通学路に関する要綱に基づき、児童の保護者および関係者と協議し、児童の通学に適切な道路を検討する。」とされている。	
4	(1)	歴史的景観を有するので予定地への移転は反対	
	その他の意見	○事業予定地は、安土の歴史の歴史的な景観の中核をなすところなので現予定地への移転は反対。 ○市は県や国(文化庁)と改めて協議し、当地の歴史的な価値等について専門家を集めて、議論をしてほしい。	・事業計画書では、起業地は「近江八幡風景計画(平成28年7月)の歴史文化風景ゾーン内に位置しており、緑豊かな田園に囲まれ原風景に恵まれた景観に配慮し、低層化や勾配屋根といった建築物の意匠や、落ち着いた色彩の採用等を行う。また、背景に安土山を望む、安土山からの景色に配慮し、風景計画に求められる敷地面積の20%以上の緑化を図り、周囲と調和のとれた良好な景観の形成に努める」とされている。
	(2)	起業者への質問	
		①選定にあたって、当地の歴史的な景観としての価値を検討や協議したか。 ②国や県、文化庁と改めて当地の歴史的な価値を協議すべき。内外の歴史の専門家や幅広い意見を聞くべき。その考えはあるか。 ③巨大地震に際して移転地が液状化現象が起こると可能性を認識しつつ、当地への移転を実施しようとしているのか。今一度再考すべきではないか。	(起業者への質問であり認定庁の見解なし)
	(3)	起業者の回答	
		①事業認定申請を提出する前に、土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づき、当事業について市都市計画担当課に意見照会をしており、景観法等の各基準を遵守することと指示があった。歴史文化風景計画区域でかつ大規模な計画となるため、市の風景づくり委員会の意見を踏まえて計画等対応していく。 ②起業地の選定は、重要文化的景観の区域外で検討しており、安土城跡の周囲に広がる原風景を損なうものではない。 ③、滋賀県の液状化危険のマップで、安土学区はほとんどが液状化しやすい地域としてマッピングされているため、液状化を想定した対策を施すことが重要である。地震や風水害などの自然災害に対して、想定できる範囲の対応を検討・計画した上で整備を進めていく。	(起業者の回答であり認定庁の見解なし)
5	(1)	コミュニティエリアへの進入口は2つ必要	
	その他の意見	○エリアの車両進入口は1か所しかなく、もう1か所エリア外に通じる進入口を設けないと成り立たないと思う。2か所が絶対必要と思う。 ○進入口は1か所しかなくて、大水害時にはエリア周辺は全て水つきになっている。その時にもう1か所進入口があれば施設全体の水は引きやすくなると思う。	・事業計画の具体的な内容については起業者が判断するものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。

公聴会(令和6年6月7日開催)における公述意見に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

公述番号	意見の整理	公述人の意見(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
6	(1)	事業予定地は防災拠点として不適	
	(適正かつ合理的な利用への寄与)	<p>●整備地は、200年確率で1mから2mの浸水想定区域である。最大の地震の場合、整備地のようなやわらかい地盤では、震度で約1.5倍強くなり、例えば震度5強の地震が発生した場合、やわらかい地盤の場所では震度7にまで増幅されると言われている。</p> <p>●排水について整備地周辺の排水先は安土川しかなく、また安土川は西の湖に流れるが、勾配が少なく、琵琶湖の水位に影響され、排水が悪いことは明らかである。</p>	<p>・事業計画書では、災害時に地区防災拠点としての機能が発揮できるよう、土質調査の結果に基づき地盤改良等の必要な対策を行うとしている。</p> <p>・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。</p>
	(2)	住民合意が不十分	
	その他の意見	<p>○令和2年度の小学校の整備地検討の際、市長に対して住民から現地での建替えを求める署2557筆が提出された。署名に託されたのは、安全で安心な現地での建替えを求めるものだった。それらの意見に対して合意形成の努力もなく決定された。</p> <p>○令和3年に小学校幼稚園児の保護者730世帯を対象として、小学校移転整備の賛否を問うアンケートが実施され、回答は424世帯58.1%の回収率で、回答のあつうち287世帯の賛成が67%あつたとして、移転決定の根拠とした。別の見方をすると730世帯のうち、移転賛成は287世帯で、対象世帯のうちの39.3%にしかない。当時の安土小学校区は3834世帯であり、移転賛成287世帯は学区全体から見るとわずか7.4%でしかなく、学区住民の民意を反映した結果とは言えない。</p> <p>○当初は小学校のみ検討を行うとして、住民に説明していたが、小学校の移転整備が決まった後には、市の方針が一体整備であると明らかにされ、これは住民をごまかして進められたやり方だと思った。</p> <p>○まちづくり協議会から、それぞれの自治会に対して丁寧な説明や住民合意を促すような話し合いの場はなかった。</p> <p>○地域の多様な意見を調整し、地域全体の意向に基づき検討を進めることが、住民の合意形成、住民の納得を得る上で重要となるが、そのようなプロセスを踏むことなく事業を進めてきたことが大きな問題で、住民の合意形成が十分できているとは言えない。</p>	<p>・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。</p>
	(3)	敷地面積を必要な敷地面積とし、事業費を縮減すべき	
	(意思と能力)	<p>●造成費や外周道路の整備、駐車場、調整池など事業費が71.4億円にも膨らんでおり、現在進められている市庁舎整備の事業費67億円より多額となっている。さらに資材の高騰や軟弱地盤のため造成費用等が増える可能性がある。</p>	<p>・法第20条第2号要件である「意思と能力」の判断として、起業者は申請書に予算措置に係る議決書および確約書を添付しており、その「意思と能力」は充足していると認められる。</p>
	(4)	起業者への質問	
		<p>①整備地は200年確率で1から2mの浸水想定区域であり、整備地の周りについては今まで通り浸水する。また、軟弱地盤であり、湧水がある土地だが、本当に防災拠点として適地と言い切れるのか。</p> <p>②災害時に最大1から2mの水がついた場合や、震度が6.5弱の場合に、住民の避難が可能か。住民が避難所にたどり着けない状況は考えているか。</p> <p>③安土で一番心配な場所という住民の不安を払拭できるか。</p> <p>④支持層までのポーリング調査をしたと聞いたが、あの地域は支持層まで一体何メートルあるか。</p>	(起業者への質問であり認定庁の見解なし)
	(5)	起業者の回答	
		<p>①琵琶湖洪水の浸水想定以上に嵩上げするので、周囲の田んぼや農道は冠水しても当該地は浸水しない。また、起業地は接続する県道や、計画中の県道バイパスとのアクセス性がよく、災害時における物資等を運搬する輸送ルートの確保など、幅広く対応できる場所である。ポーリング調査により、概ね支持層の確認はできているため、土壌改良等により地盤対策を行い、地区防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備する。</p> <p>②エリア周辺は、徐々に水位が上がる場所であり、時間的な猶予が十分ある。早期の避難所開設や、早期避難を呼びかける情報提供などを行うことで、安全に避難所まで避難できる。避難所として、住宅密集地の火災や電柱・家屋の倒壊など、そういうところを避ける必要があり、中心地から近い郊外にエリアを選定している。</p> <p>③ポーリング調査の分析結果により、土壌改良や地下水の処理などの工法を十分に検討し、最新の土木技術も含めて対応していく。</p> <p>④土壌調査の結果、大体20mから25mの間に支持層と言えるものは発見されている。</p>	(起業者の回答であり認定庁の見解なし)

公聴会(令和6年6月7日開催)における公述意見に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見
○・・・その他の意見

公述番号	意見の整理	公述人の意見(抜粋・要約)	事業認定庁の見解
7	(1)	事業予定地は移転先として不適	
	(適正かつ合理的な利用への寄与) 法第20条第3号	<ul style="list-style-type: none"> ●会社が8号線からフレンドマートに抜ける道にあるが、30年で2人会社の前で交通事故で死んでいる。 ●安土小学校は、120年経っているが、何の事故もなく、水害も心配いらない。 ●福知山造成地水害訴訟というものがあり、住民の反対にも関わらず、市が宅地造成をし、市長が訴えられ有罪となった。もし何かあったら市長や認めた県が有罪になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業地の選定は、起業者において3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的な起業地を選定されたものと認められる。
	その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ○建設検討委員会の委員長だったが、事業予定地には決まっていない。誰が決めたのだと前から思っている。 ○現地建て替えを要望する署名を約2500筆集め、市長へ提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件への適合性には影響しない。
8	(1)	住民合意が不十分	
	その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり協議会で出たときの意見があるはず。協議録を出すべき。協議録を各町会長、区長に見せるべき。 	(認定庁として見解なし)